

令和5年度第3回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和5年9月27日（水） 午後3時から 東庁舎会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、佐々木副会長、萩生田委員、脇田委員、寺澤委員
事務局 櫻田総務契約課長、山田契約係長、新見主任、佐藤主事

3 議題

（1）審議事項

①答申1回目（労務報酬下限額・熟練労働者の割合等）について

- *会長が資料1～3にて内容説明
- *事務局が資料4～7にて内容説明。
- *脇田委員が参考資料にて内容説明

1 工事の労務報酬下限額について

（1） 熟練労働者(条例第7条第1項第1号に規定する額)

○意見等

- ・特になし。

○審議結果

・熟練労働者については第2回審議会で確認した通り、令和5年10月1日現在の公共工事設計労務単価の90%とする。職種別の単価は資料2のとおりとする。

（2） 熟練労働者以外（条例第7条第1項第2号に規定する額）

○意見等

委員 少なくとも業務委託や指定管理の上昇幅を下回るような増額は避けたい。理想は設計労務単価をもとにした金額ではあるが、市場の賃金実態等を考慮して設定する必要がある。

会長 56円増額し、1,191円とすると、建設業の見習いの日給は9,500円程度ということになる。市場相場と乖離するようなことは避けたいが、日給10,000円以下で雇うことはできるのか。

委員 日給10,000円以下で雇用することは難しい。

会 長 日給10,000円として、労務報酬下限額を設定するのはどうか。

○審議結果

・熟練労働者以外の労務報酬下限額については、案2「前年度の審議同様の考え方」とし、令和6年10月最低賃金の引上げを鑑み、115円増加の1,250円とする。

(3) 熟練労働者と熟練労働者以外の割合(条例第7条第1項第1号に規定する割合)

○意見等

・特になし。

○審議結果

・第2回審議会を確認した通り、令和6年度においても、従前どおりの考え方を継続し、全労働者の従事業種ごとの80%以上とする。

2 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

(1) 個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額(条例第7条第1項第2号に規定する額)

○意見等

会 長 前回の審議会では最低賃金額の上昇幅は41円以上となるのではと結論付けたが、その認識でよいか。

委 員 異論なし。

会 長 委員から提出された意見書(参考資料)では最低賃金額の上昇が41円、 $+α$ の部分が16円となっている。もし、最低賃金額の上昇が41円より増えたとしても $+α$ の部分は16円となることでよいか。それとも41円より増えた場合には $+α$ の部分が減少するという点か。

委 員 最低賃金額の上昇が41円より増えたとしても $+α$ の部分は16円としたい。ただし、近隣市とあまりに乖離が発生してしまうという点では、争点になると考えている。2035年までに最低賃金額が1500円まで引き上げされることを想定すると、毎年41.33...円上昇することになる。そのため、最低賃金額の上昇額が41円なのか、42円なのか、それ以上なのかを検討する必要がある。

会 長 ここで決定された労務報酬下限額は次年度の市の予算額には必ず反映されるということによいか。

事務局 必ず反映されるという認識で間違いない。市では、本審議会にて決定した労務報酬下限額を、次年度予算へ反映するように全庁通知を発出し、周知をしている。

委 員 過去の経緯を確認すると平成28年度に $+\alpha$ の部分が20円想定されていたが、それ以降 $+\alpha$ の部分の金額が少なくなっている。特別何か理由はあるのか。

会 長 労務報酬下限額が市の非正規雇用職員の給料にも反映されている。平成28年度の審議会では、最低賃金額が急激に上昇した上で、 $+\alpha$ の部分を20円程度確保するように設定すると、事業者全体に大きな経費負担が生じるだけでなく、市の予算が保てなくなるのではないかという議論もあったためである。

委 員 いつまでもこのままの $+\alpha$ が6円前後のままでは質の確保につながらないため、ある程度金額確保は必要ではないかと考える。今後のためにも、改めて $+\alpha$ の部分の基準を設定すべきではないか。

委 員 $+\alpha$ の部分を決めるためにも、来年の最低賃金額の上昇幅がいくらになるかというのを決める必要がある。

会 長 最低賃金額の上昇幅が41円アップすることを前提に、 $+\alpha$ の部分を設定するという事によろしいか。

委 員 異論なし。

会 長 昨今の情勢を鑑みると、 $+\alpha$ の部分はある程度上昇幅を確保しておかないと、今年度同様追いつかれてしまうのではないか。

委 員 $+\alpha$ の部分を16円という意見がでていますが、ただ上げればよいというわけではなく、近隣市の状況や社会情勢を踏まえて $+\alpha$ の金額を決める必要がある。

委員 + α は質を見るものであり、平成28年度以降の審議会の議論でも+ α は20円の確保を目標としてきたが、諸般の事情を考慮して+ α の金額を決定してきた。

委員 急激に金額が上昇するのは不安な部分もある。労務報酬下限額の1円の上昇が大きな影響を与えるものであり、慎重に判断をする必要がある。

会長 各委員の意見や、近隣市の状況等を鑑みると、+ α の部分は15円とするのがよいのではないか。

○審議結果

- ・個別設定していない労務報酬下限額については、令和6年10月1日からの最低賃金が41円アップすることを前提に、最低賃金額と労務報酬下限額の差額部分を15円とし、1,169円とする。

(2) 個別に労務報酬下限額の設定を行ったもの(条例第7条第1項第2号に規定する額)

○意見等

会長 下水管渠清掃作業以外は、1,169円を割り込んでしまう。労務報酬下限額が同額となったうえで、個別労務報酬下限額の設定は残しておくという方向でよいか。

委員 異論なし。

○審議結果

- ・下水道管渠等清掃業務については1,406円、それ以外の業務については1,169円とする。個別に労務報酬下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額と同額となっても、個別の労務報酬下限額設定は残しておく。

3 資料6 令和6年度の公契約条例運用に向けた基本的な考え方（案）について

○意見等

会 長 1の基本方針について、本日議論した結果、文言が一部合致しない箇所が見受けられ、若干の修正が必要である。文書の修正については会長一任とし、後日メールにて確認いただくということによろしいか。

委 員 異論なし。

(2) その他

○意見等

・特になし

4 閉会